

# 感染症対策指針

一般社団法人 杜の都福祉事業団  
ゼルコバ

## 1. 目的

利用者や職員の安全・安心を確保しながら、サービス提供を継続できるよう、感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は事業所内まん延を防止するための措置を講じるための「感染症対策指針」を定める。

## 2. 基本方針

- 1) 代表理事をはじめ、全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努める。
- 2) 国内や県内、地域の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- 3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、事業所内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- 4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

## 3. 対策を実施する主な感染症

- 1) インフルエンザウイルス
- 2) 胃腸炎ウイルス（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- 3) 肝炎ウイルス（A型～E型）
- 4) 食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- 5) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）
- 7) 新型コロナウイルス
- 8) 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- 9) その他の感染症

## 4. 基本方針を達成するための取組み

- 1) 感染症対策委員会を設置し、感染症対策について検討し、感染症が発生しない、また発生しても事業所内にまん延しない対策を全職員が協力して実施する。
- 2) 国内や県内、地域の感染症状況をニュースやホームページ等によく把握し、まずは職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じる。また、感染症対策マニュアルに則った予防対策を実施し、利用者へ感染させないよう努める。
- 3) 職員に感染症の症状が認められた際は速やかに管理者へ報告し、感染症の疑いがある場合は出勤停止又は退勤する。また、利用者に感染症の疑いがある場合は、感染症対策マニュアルに則り対応を行い、他の利用者へ感染がまん延しないように努める。
- 4) 指針で記載されている事項や委員会での決定した内容については速やかに全職員へ周知させる。また、感染症発生やまん延の状況について委員会やその他の会議で検討し、それらの対策を速やかに各担当者に伝達して実施させる。

## 5. 委員会の設置

基本方針を達成するため、感染症対策委員会を設置する。

### 1) 委員会の構成員

代表理事・管理者をはじめ、全職員を委員会の構成員とする。

また感染対策担当者を事業所管理者とする。

### 2) 開催頻度

基本的に定例会として3か月に1回とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。

### 3) 検討内容

- ①事業所内感染症対策の立案・検証・修正
- ②感染症対策の実施状況の把握と評価
- ③職員への感染症対策の教育・研修内容の検討
- ④感染症発生時の対応の分析と今後の対策検討

## 6. 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

### 1) 感染症対策マニュアル

感染症発生及びまん延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期的に見直しを行う。

### 2) 事業継続計画の整備

新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した又は事業所内にまん延が起こった場合であっても、利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

## 7. 感染症予防の徹底

インフルエンザやノロウイルス等の平常時対策として、以下を徹底する。なお、地域感染まん延時等の対策については、感染症対策マニュアルを参照する。

### 1) 職員の標準予防策の徹底

県内や地域に感染症発生の情報がない場合でも、冬季や感染症まん延時期には以下の標準予防策を実施する。

- ①出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒、出勤前の検温
- ②勤務中のマスク着用
- ③テーブル、ドアノブ、照明スイッチなど多くの人が触れる箇所の定期的な消毒。  
また活動中に定期的な換気を行う。
- ④体調不良時の早期報告・出勤停止
- ⑤ワクチン接種
- ⑥感染予防対策品の管理

## 2) 利用者への呼びかけ

利用者へも感染症予防のために以下のお願いをする。ただし、体調や障害等の状況で不可能な場合は、無理に行うことはしない。

- ① 通所時の手洗い・うがい・手指消毒・検温
- ② 利用時のマスク着用
- ③ 体調不良時の利用中止
- ④ ワクチン接種

## 8. 感染症まん延防止の徹底

職員又は利用者が感染症に罹患した場合、事業所内まん延を防ぐため、以下の対策を行う。なお、詳細については、感染症対策マニュアルを参照する。

- 1) 感染した職員の出勤停止・感染した利用者の利用停止。
- 2) 所轄保健所・市役所へ連絡・相談する。
- 3) 事業所内の消毒
- 4) 利用者、またその家族への周知

## 9. 職員に対する研修・教育

職員に対する感染症対策のための研修を以下の内容で実施する。

- 1) 感染症発生及びまん延防止の基本の習得や感染症対策マニュアルの内容確認のため、研修を実施する。
- 2) 年に1回、冬季や感染症流行時期前に実施して、感染症予防の知識普及・啓発を促す。
- 3) 新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる新型の感染症が国内に流行している場合は上記時期に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。

## 10. 指針の閲覧

本指針は利用者及び家族等が希望あった場合にすぐ閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上へ公表する。

附則 この指針は、令和4年4月1日より施行する。